

3



財務内容のご報告

財務諸表	36
役員等の報酬体系	52
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	58
貸出金業務の状況	59
有価証券等の状況	64
為替・受託貸付金業務の状況	67
自己資本比率の状況（単体）	68

● 財務内容のご報告

財務諸表

[貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資産の部)		
現金	379	287
預 け 金	508,503	488,610
系統預け金	508,243	488,354
系統外預け金	260	256
買入金銭債権	539	511
金銭の信託	1,806	1,841
有 価 証 券	189,921	181,392
国 債	76,143	73,598
地 方 債	3,542	3,783
社 債	56,614	54,463
外国証券	33,028	29,157
株 式	3,757	5,688
受益証券	16,836	14,700
貸 出 金	149,585	147,393
手形貸付	11,446	11,371
証書貸付	106,595	103,410
当座貸越	16,565	17,334
金融機関貸付	14,978	15,278
そ の 他 資 産	1,837	1,984
従業員貸付金	50	35
差入保証金	342	342
仮 払 金	133	272
その他の資産	680	671
未 収 収 益	622	651
未 決 済 為 替 貸	7	10
有 形 固 定 資 産	237	248
建 物	66	65
土 地	158	158
その他の有形固定資産	13	24
無 形 固 定 資 産	5	5
ソフトウェア	3	3
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	32,913	32,913
系統出資	32,056	32,055
系統外出資	742	743
子会社等出資	114	114
繰延税金資産	222	209
債務保証見返	1,172	1,104
貸倒引当金	△ 2,646	△ 1,958
資産の部合計	884,478	854,544

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	810,484	785,079
当座貯金	9,907	9,634
普通貯金	10,548	11,052
貯蓄貯金	33	19
通知貯金	40,510	26,310
別段貯金	188	1,839
定期貯金	749,203	736,116
定期積金	93	107
借 用 金	31,600	25,500
代理業務勘定	2	3
そ の 他 負 債	592	1,018
未払法人税等	38	31
貯金利子諸税その他	9	7
従業員預り金	110	98
仮 受 金	9	443
その他の負債	0	0
未払費用	404	400
前受収益	9	6
未決済為替借	10	29
諸 引 当 金	2,321	2,274
相互援助積立金	1,860	1,860
賞与引当金	28	30
退職給付引当金	306	287
役員退職慰労引当金	47	28
特例業務負担金引当金	77	67
債 務 保 証	1,172	1,104
負債の部合計	846,173	814,979
(純資産の部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	18,318	19,378
利益準備金	8,769	8,904
その他利益剰余金	9,549	10,474
事業基盤強化積立金	250	177
特別積立金	7,121	7,121
当期未処分剰余金	2,178	3,175
(うち当期剰余金)	(665)	(1,268)
会 員 資 本 合 計	41,782	42,842
その他有価証券評価差額金	△ 3,477	△ 3,277
純 資 産 の 部 合 計	38,305	39,564
負債及び純資産の部合計	884,478	854,544

[損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
経 常 収 益	5,801	6,593
資 金 運 用 収 益	4,964	5,205
貸 出 金 利 息	821	819
預 け 金 利 息	10	10
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,549	2,010
そ の 他 受 入 利 息	2,583	2,365
(うち受取奨励金)	(2,318)	(2,321)
(うち受取特別配当金)	(260)	(40)
(うち買入金銭債権利息)	(3)	(2)
役 務 取 引 等 収 益	104	79
受 入 為 替 手 数 料	18	19
そ の 他 の 受 入 手 数 料	85	60
そ の 他 事 業 収 益	599	532
受 取 助 成 金	10	10
国 債 等 債 券 売 却 益	93	25
受 取 出 資 配 当 金	496	496
そ の 他 経 常 収 益	133	775
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	629
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	62	20
金 銭 の 信 託 運 用 益	61	50
そ の 他 の 経 常 収 益	8	75
経 常 費 用	4,988	5,230
資 金 調 達 費 用	3,465	3,451
貯 金 利 息	65	65
そ の 他 支 払 利 息	3,400	3,385
(うち支払奨励金)	(3,399)	(3,385)
役 務 取 引 等 費 用	49	19
支 払 為 替 手 数 料	4	4
そ の 他 の 支 払 手 数 料	38	13
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	5	1
そ の 他 事 業 費 用	49	519
支 払 助 成 金	49	120
国 債 等 債 券 売 却 損	0	398
経 費	1,216	1,207
人 件 費	609	614
物 件 費	556	551
税 金	50	41
そ の 他 経 常 費 用	207	34
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	56	-
株 式 等 売 却 損	15	31
金 銭 の 信 託 運 用 損	131	-
そ の 他 の 経 常 費 用	3	2
経 常 利 益	813	1,362
特 別 利 益	13	-
固 定 資 産 処 分 益	13	-
特 別 損 失	40	0
固 定 資 産 処 分 損 失	40	0
減 損 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	787	1,362
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100	80
法 人 税 等 調 整 額	22	13
法 人 税 等 合 計	122	93
当 期 剰 余 金	665	1,268
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,513	1,834
事 業 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額	-	72
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,178	3,175

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	787	1,362
減価償却費	12	10
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	56	△ 688
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 41	△ 19
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 5	△ 27
資金運用収益	△ 4,964	△ 5,205
資金調達費用	3,465	3,451
有価証券関係損益 (△は益)	△ 90	404
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	69	△ 50
固定資産処分損益 (△は益)	26	0
貸出金の純増 (△) 減	6,734	2,191
預け金の純増 (△) 減	11,000	26,000
貯金の純増減 (△)	△ 694	△ 25,405
借入金の純増減 (△)	△ 3,700	△ 6,100
コールローン等の純増 (△) 減	28	28
資金運用による収入	5,014	5,216
資金調達による支出	△ 3,459	△ 3,452
事業分量配当金の支払額	△ 100	△ 150
その他増減	△ 1	326
小 計	14,138	△ 2,105
法人税等の支払額	△ 118	△ 87
事業活動によるキャッシュ・フロー	14,019	△ 2,193
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 41,170	△ 10,982
有価証券の売却による収入	27,715	10,996
有価証券の償還による収入	3,478	8,275
固定資産の取得による支出	△ 6	△ 21
固定資産の売却による収入	△ 14	△ 0
外部出資による支出	-	△ 1
外部出資の売却等による収入	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,628	8,266
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 351	△ 58
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 351	△ 58
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	5,039	6,014
6 現金及び現金同等物の期首残高	30,639	35,679
7 現金及び現金同等物の期末残高	35,679	41,694

【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
1 当期末処分剰余金	2,178	1 当期末処分剰余金	3,175
2 剰余金処分額		2 剰余金処分額	
(1) 利益準備金	135	(1) 利益準備金	254
(2) 出資配当金	58	(2) 出資配当金	58
(3) 事業分量配当金	150	(3) 事業分量配当金	200
3 次期繰越剰余金	1,834	3 次期繰越剰余金	2,663

- (注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。
 令和4年度 0.25%
 令和5年度 0.25%
2. 令和5年度の事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
 系統利用奨励金交付対象の系統機関相互定期貯金
 令和5年度（第76年度）ネット平均残高に対し 年 0.027464%

[注 記 表]

令和4年度	令和5年度
<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 相互援助積立金</p>	<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 相互援助積立金</p>

令和4年度	令和5年度
<p>相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>	<p>相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 2,646百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」〔6〕引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,958百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」〔6〕引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

令和4年度	令和5年度																																				
<p>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p>	<p>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p>																																				
<p>4 貸借対照表に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、658百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>10百万円</td> <td>15百万円</td> <td>25百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>17,100百万円</td> <td>借入金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券933百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計5,805百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は96百万円です。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は243百万円です。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。</p>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	10百万円	15百万円	25百万円	担保に供している資産		担保資産に対応する債務		預け金	17,100百万円	借入金	17,100百万円	<p>3 貸借対照表に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、657百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>13百万円</td> <td>27百万円</td> <td>41百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>17,100百万円</td> <td>借入金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券897百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は87百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は394百万円です。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>975百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>1,142百万円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	13百万円	27百万円	41百万円	担保に供している資産		担保資産に対応する債務		預け金	17,100百万円	借入金	17,100百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	975百万円	危険債権額	1,142百万円
	1年以内	1年超	合 計																																		
オペレーティング・リース	10百万円	15百万円	25百万円																																		
担保に供している資産		担保資産に対応する債務																																			
預け金	17,100百万円	借入金	17,100百万円																																		
	1年以内	1年超	合 計																																		
オペレーティング・リース	13百万円	27百万円	41百万円																																		
担保に供している資産		担保資産に対応する債務																																			
預け金	17,100百万円	借入金	17,100百万円																																		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	975百万円																																				
危険債権額	1,142百万円																																				

令和4年度		令和5年度	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,323百万円	三月以上延滞債権額	-百万円
危険債権額	1,500百万円	貸出条件緩和債権額	-百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	合計額	2,117百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。	
合計額	2,823百万円	危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。		三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。		貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。	
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。		なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。		(9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65,295百万円です。	
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。		(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。	
(10) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は67,404百万円です。			
(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。			
5 損益計算書に関する事項		4 損益計算書に関する事項	
(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円
うち事業取引高	1百万円	うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	88百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	68百万円
うち事業取引高	88百万円	うち事業取引高	68百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円
(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。		(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。	
主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	二戸市	0百万円
合計			0百万円
業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。		業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。	
遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。		遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。	
当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。		当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。	

令和4年度

令和5年度

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの代替特例資金」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの代替特例資金」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に

令和4年度	令和5年度
<p>報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,953百万円です。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。</p> <p>ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。</p>	<p>報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理しております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で11,040百万円です。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。</p> <p>ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。</p>

令和4年度

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	508,503	508,463	△40
買入金銭債権			
満期保有目的	539	521	△18
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,806	1,806	-
有価証券			
その他の有価証券	189,921	189,921	-
貸出金	149,585		
貸倒引当金	△2,629		
貸倒引当金控除後	146,955	147,147	191
資産計	847,727	847,859	132
貯金	810,484	810,470	△13
借入金	31,600	31,551	△48
負債計	842,084	842,022	△62

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

令和5年度

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	488,610	488,383	△227
買入金銭債権			
満期保有目的	511	477	△33
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,841	1,841	-
有価証券			
その他の有価証券	181,392	181,392	-
貸出金	147,393		
貸倒引当金	△1,888		
貸倒引当金控除後	145,505	145,399	△105
資産計	817,860	817,494	△366
貯金	785,079	784,818	△261
借入金	25,500	25,471	△28
負債計	810,579	810,289	△289

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

令和4年度

借入金のうち、変動金利によるものはありません。

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	32,913百万円
合計	32,913百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	504,503	4,000	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	-	-	-	-	-	539
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	6,730	6,312	8,317	2,583	8,672	152,408
貸出金	45,711	35,845	20,885	16,320	12,871	16,626
合計	556,945	46,158	29,202	18,904	21,543	169,574

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 11,964百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金 8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,323百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	810,189	155	137	1	0	1
借入金	6,100	21,400	2,800	1,300	-	-
合計	816,289	21,555	2,937	1,301	0	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

- ① 売買目的有価証券

該当はありません。

- ② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	539	521	△18
合計		539	521	△18

令和5年度

借入金のうち、変動金利によるものはありません。

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	32,913百万円
合計	32,913百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	488,610	-	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	-	-	-	-	-	511
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	5,759	7,783	2,583	7,739	6,967	145,176
貸出金	55,023	23,446	19,784	16,191	12,022	19,963
合計	549,393	31,230	22,368	23,930	18,989	165,651

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 13,991百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金 8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等961百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	784,760	237	69	0	10	1
借入金	21,400	2,800	1,300	-	-	-
合計	806,160	3,037	1,369	0	10	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

- ① 売買目的有価証券

該当はありません。

- ② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	511	477	△33
合計		511	477	△33

令和4年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,757	2,757	1,000
	債券			
	国債	15,264	14,003	1,261
	地方債	710	700	10
	社債	4,926	4,892	34
	その他	4,650	4,599	50
	その他	11,671	10,393	1,277
	小計	40,980	37,345	3,635
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券			
	国債	60,878	63,978	△3,099
	地方債	2,831	3,039	△207
	社債	51,687	53,759	△2,071
	その他	28,377	29,438	△1,060
	その他	5,164	5,643	△478
	小計	148,940	155,858	△6,918
合計		189,921	193,204	△3,283

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	544	10	15
債券	23,160	93	0
その他	628	52	-
合計	24,333	155	16

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,806	2,000	△193	-	△193

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

令和5年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,688	2,879	2,808
	債券			
	国債	14,870	13,932	937
	地方債	1,013	999	13
	社債	5,923	5,892	31
	その他	3,423	3,400	23
	その他	9,638	8,316	1,321
	小計	40,557	35,421	5,136
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券			
	国債	58,728	63,845	△5,117
	地方債	2,770	3,055	△284
	社債	48,540	50,107	△1,567
	その他	25,733	26,526	△792
	その他	5,061	5,555	△493
	小計	140,834	149,090	△8,255
合計		181,392	184,511	△3,119

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	89	7	-
債券	5,710	25	398
その他	785	12	31
合計	6,585	46	429

7 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,841	2,000	△158	-	△158

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

令和4年度	令和5年度																																																																												
<p>います。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>347百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 47百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td>△ 18百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>306百万円</u></td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>△ 355百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>306百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>306百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>306百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>306百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。</p> <p>また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、77百万円となっております。</p>	期首における退職給付引当金	347百万円	退職給付費用	24百万円	退職給付の支払額	△ 47百万円	制度への拠出額	△ 18百万円	期末における退職給付引当金	<u>306百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	355百万円	年金資産	△ 355百万円		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>306百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>306百万円</u>	退職給付引当金	306百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>306百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	25百万円	<p>います。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>306百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 24百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td>△ 18百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>287百万円</u></td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>341百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>△ 341百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>287百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>287百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>287百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>287百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。</p> <p>また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、67百万円となっております。</p>	期首における退職給付引当金	306百万円	退職給付費用	23百万円	退職給付の支払額	△ 24百万円	制度への拠出額	△ 18百万円	期末における退職給付引当金	<u>287百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	341百万円	年金資産	△ 341百万円		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>287百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>	退職給付引当金	287百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	24百万円																								
期首における退職給付引当金	347百万円																																																																												
退職給付費用	24百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 47百万円																																																																												
制度への拠出額	△ 18百万円																																																																												
期末における退職給付引当金	<u>306百万円</u>																																																																												
積立型制度の退職給付債務	355百万円																																																																												
年金資産	△ 355百万円																																																																												
	- 百万円																																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>306百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>306百万円</u>																																																																												
退職給付引当金	306百万円																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>306百万円</u>																																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	25百万円																																																																												
期首における退職給付引当金	306百万円																																																																												
退職給付費用	23百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 24百万円																																																																												
制度への拠出額	△ 18百万円																																																																												
期末における退職給付引当金	<u>287百万円</u>																																																																												
積立型制度の退職給付債務	341百万円																																																																												
年金資産	△ 341百万円																																																																												
	- 百万円																																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>287百万円</u>																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>																																																																												
退職給付引当金	287百万円																																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>287百万円</u>																																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	24百万円																																																																												
<p>10 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>621百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>84百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>961百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>76百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>2,375百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△2,153百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>222百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 9.50%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 5.26%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	621百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	84百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	9百万円	未払事業税	6百万円	その他有価証券評価差額金	961百万円	特例業務負担金引当金超過額	21百万円	未払奨励金	76百万円	その他	70百万円	繰延税金資産小計	2,375百万円	評価性引当額	△2,153百万円	繰延税金資産合計	222百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.72%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.50%	事業分量配当金	△ 5.26%	<p>9 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>467百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>906百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>64百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>2,147百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,938百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>209百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.44%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 5.67%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 4.05%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	467百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	79百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	5百万円	未払事業税	4百万円	その他有価証券評価差額金	906百万円	特例業務負担金引当金超過額	18百万円	未払奨励金	75百万円	その他	64百万円	繰延税金資産小計	2,147百万円	評価性引当額	△1,938百万円	繰延税金資産合計	209百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.67%	事業分量配当金	△ 4.05%
繰延税金資産																																																																													
貸倒引当金超過額	621百万円																																																																												
賞与引当金超過額	9百万円																																																																												
退職給付引当金超過額	84百万円																																																																												
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																												
繰延資産償却超過額	9百万円																																																																												
未払事業税	6百万円																																																																												
その他有価証券評価差額金	961百万円																																																																												
特例業務負担金引当金超過額	21百万円																																																																												
未払奨励金	76百万円																																																																												
その他	70百万円																																																																												
繰延税金資産小計	2,375百万円																																																																												
評価性引当額	△2,153百万円																																																																												
繰延税金資産合計	222百万円																																																																												
法定実効税率	27.66%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.72%																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.50%																																																																												
事業分量配当金	△ 5.26%																																																																												
繰延税金資産																																																																													
貸倒引当金超過額	467百万円																																																																												
賞与引当金超過額	9百万円																																																																												
退職給付引当金超過額	79百万円																																																																												
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																												
繰延資産償却超過額	5百万円																																																																												
未払事業税	4百万円																																																																												
その他有価証券評価差額金	906百万円																																																																												
特例業務負担金引当金超過額	18百万円																																																																												
未払奨励金	75百万円																																																																												
その他	64百万円																																																																												
繰延税金資産小計	2,147百万円																																																																												
評価性引当額	△1,938百万円																																																																												
繰延税金資産合計	209百万円																																																																												
法定実効税率	27.66%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44%																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.67%																																																																												
事業分量配当金	△ 4.05%																																																																												

令和4年度		令和5年度	
住民税均等割等	0.49%	住民税均等割等	0.28%
評価性引当額の増減	1.47%	評価性引当額の増減	△ 11.75%
その他	<u>△ 0.05%</u>	その他	<u>△ 0.04%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.53%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.87%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項	10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項
<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</p>

[会計監査人の監査]

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確 認 書

私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第76事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月28日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 荒木田 裕樹

○ 財務内容のご報告

役員等の報酬体系

[役員]

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	44	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事4名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

3 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体及び学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 3. 令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

[その他]

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

● 財務内容のご報告

経営指標

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	7,505	6,917	6,234	5,801	6,593
経常利益	616	662	1,240	813	1,362
当期末処分剰余金 (当期剰余金)	1,749 (500)	1,806 (529)	2,435 (1,090)	2,178 (665)	3,175 (1,268)
出資金総額 (出資口数)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)
純資産額	42,852	43,235	42,689	38,305	39,564
総資産額	901,322	900,887	893,523	884,478	854,544
貯金等残高	817,459	814,819	811,178	810,484	785,079
貸出金残高	163,946	162,703	156,319	149,585	147,393
有価証券残高	153,823	194,850	184,957	189,921	181,392
剰余金配当金額	351	351	451	208	258
・出資配当額	351	351	351	58	58
・事業分量配当額	-	-	100	150	200
職員数	74	75	79	85	93
単体自己資本比率	13.88	13.54	12.90	12.98	13.61

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金及び外部出資等損失引当金を控除した額です。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 3. 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度	増減	
貯貸率	期末	18.4	18.7	0.3
	期中平均	18.5	18.0	△ 0.5
貯証率	期末	23.7	23.4	△ 0.3
	期中平均	23.1	23.5	0.4
貯預率	期末	62.7	62.2	△ 0.5
	期中平均	64.0	63.4	△ 0.6

- (注) 1. 貯貸率 = 貸出金残高(平残) / 貯金残高(平残) × 100
 2. 貯証率 = 有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(平残) × 100
 3. 貯預率 = 預け金残高(平残) / 貯金残高(平残) × 100

● 財務内容のご報告

損益の状況

[利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,511	1,762	251
役 務 取 引 等 収 支	54	60	5
そ の 他 事 業 収 支	550	13	△ 536
事 業 粗 利 益	2,116	1,836	△ 279
(事 業 粗 利 益 率)	0.24	0.21	△ 0.03

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))
 (※令和4年度 12百万円、令和5年度 8百万円)を控除しております。
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

[事業純益]

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
事 業 純 益	900	629	△ 270
実 質 事 業 純 益	900	629	△ 270
コ ア 事 業 純 益	807	1,002	194
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	760	576	△ 183

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

[資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	873,412	4,964	0.57	856,616	5,205	0.61
うち預け金	531,028	2,589	0.49	518,422	2,372	0.46
うち有価証券	188,283	1,549	0.82	189,872	2,010	1.06
うち貸出金	153,491	821	0.54	147,755	819	0.55
資金調達勘定	863,603	3,453	0.40	845,664	3,442	0.41
うち貯金・定積	829,001	3,465	0.42	817,092	3,450	0.42
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	34,482	-	0.00	28,469	-	0.00
総資金利ざや			0.03			0.06

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借入金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)
 / (貯金+譲渡性貯金+借入金+従業員預り金)-金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。
3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	24	241
うち預け金	△ 321	△ 217
うち有価証券	360	460
うち貸出金	△ 14	△ 1
支払利息	△ 129	△ 10
うち貯金・定積	△ 134	△ 14
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差引	154	251

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。
3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.09	0.15	0.06
純資産経常利益率	1.97	3.27	1.30
総資産当期純利益率	0.07	0.14	0.07
純資産当期純利益率	1.61	3.05	1.44

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
人件費	609	614
役員報酬	45	45
給料手当	442	445
うち賞与引当金繰入	28	30
福利厚生費	87	91
退職給付費用	25	24
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入	7	7
物件費	556	551
事業推進費	58	55
債権管理費	2	2
旅費・交通費	12	11
業務費	146	152
負担金	142	150
施設費	181	166
雑費	12	12
税金	50	41
経費合計	1,216	1,207

● 財務内容のご報告

貯金業務の状況

[科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流 動 性 貯 金	60,999 (7.5)	47,016 (6.0)	△ 13,983
定 期 性 貯 金	749,296 (92.5)	736,224 (93.8)	△ 13,072
そ の 他 の 貯 金	188 (0.0)	1,839 (0.2)	1,650
合 計	810,484 (100.0)	785,079 (100.0)	△ 25,405

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流 動 性 貯 金	75,160 (9.1)	73,154 (9.0)	△ 2,006
定 期 性 貯 金	753,498 (90.9)	743,592 (91.0)	△ 9,905
そ の 他 の 貯 金	341 (0.0)	344 (0.0)	3
合 計	829,001 (100.0)	817,092 (100.0)	△ 11,908

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
定 期 貯 金	749,203 (100.0)	736,116 (100.0)	△ 13,086
うち固定金利定期	749,203 (100.0)	736,116 (100.0)	△ 13,086
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	-

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

● 財務内容のご報告

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	11,446 (7.7)	11,371 (7.7)	△ 75
証書貸付	106,595 (71.3)	103,410 (70.1)	△ 3,185
当座貸越	16,565 (11.1)	17,334 (11.8)	768
金融機関貸付	14,978 (10.0)	15,278 (10.4)	300
割引手形	- (-)	- (-)	-
合 計	149,585 (100.0)	147,393 (100.0)	△ 2,191

(注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	11,597 (7.6)	11,550 (7.8)	△ 46
証書貸付	111,475 (72.6)	105,411 (71.4)	△ 6,063
当座貸越	16,482 (10.7)	16,272 (11.0)	△ 209
金融機関貸付	13,936 (9.1)	14,520 (9.8)	584
割引手形	- (-)	- (-)	-
合 計	153,491 (100.0)	147,755 (100.0)	△ 5,736

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	120,926 (80.8)	116,111 (78.8)	△ 4,814
変動金利貸出	28,659 (19.2)	31,282 (21.2)	2,623
合 計	149,585 (100.0)	147,393 (100.0)	△ 2,191

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の用途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
設備資金	92,591 (61.9)	91,833 (62.3)	△ 757
運転資金	56,993 (38.1)	55,559 (37.7)	△ 1,433
合 計	149,585 (100.0)	147,393 (100.0)	△ 2,191

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	12,079	12,842	762
有 価 証 券	151	170	18
動 産	703	858	155
不 動 産	7,482	8,522	1,040
そ の 他 担 保 物	871	996	125
計	21,289	23,391	2,101
農業信用基金協会保証	2,925	2,509	△ 415
そ の 他 保 証	5	4	△ 1
計	2,930	2,513	△ 417
信 用	125,364	121,488	△ 3,876
合 計	149,585	147,393	△ 2,191

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	-
信 用	1,172	1,104	△ 68
合 計	1,172	1,104	△ 68

[貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業	3,066 (2.0)	2,956 (2.0)	△ 110
林 業	20 (0.0)	20 (0.0)	-
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	5,544 (3.7)	4,893 (3.3)	△ 651
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	688 (0.5)	224 (0.2)	△ 463
電気・ガス・熱供給・水道業	297 (0.2)	246 (0.2)	△ 50
運 輸 ・ 通 信 業	196 (0.1)	228 (0.2)	32
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	4,320 (2.9)	3,501 (2.3)	△ 818
金 融 ・ 保 険 業	17,770 (11.9)	18,017 (12.2)	247
不 動 産 業	3,919 (2.6)	4,882 (3.3)	963
サ ー ビ ス 業	24,049 (16.1)	25,879 (17.6)	1,829
地 方 公 共 団 体	83,610 (55.9)	81,167 (55.1)	△ 2,443
そ の 他	6,101 (4.1)	5,374 (3.6)	△ 726
合 計	149,585 (100.0)	147,393 (100.0)	△ 2,191

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業	3,077	2,804	△ 273
穀 作	29	23	△ 5
野 菜 ・ 園 芸	456	388	△ 67
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	0	0	△ 0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,575	2,379	△ 196
養 鶏 ・ 養 卵	14	11	△ 3
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	16,619	19,767	3,148
合 計	19,697	22,571	2,874

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

②資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	17,514	20,693	3,179
農 業 制 度 資 金	2,182	1,878	△ 304
農 業 近 代 化 資 金	1,904	1,661	△ 243
そ の 他 制 度 資 金	277	217	△ 60
合 計	19,697	22,571	2,874

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 (農林水産事業)	8,203	7,953	△ 250

[農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法定・リレバン）]

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,323	275	4	1,043	1,323
	令和5年度	975	181	-	794	975
危 険 債 権	令和4年度	1,500	114	241	1,144	1,500
	令和5年度	1,142	69	177	895	1,142
要 管 理 債 権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小 計	令和4年度	2,823	389	245	2,187	2,823
	令和5年度	2,117	250	177	1,689	2,117
正 常 債 権	令和4年度	148,019				
	令和5年度	146,476				
合 計	令和4年度	150,843				
	令和5年度	148,593				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	506	459	-	506	459	459	268	-	459	268
個別貸倒引当金	2,083	2,187	-	2,083	2,187	2,187	1,689	59	2,128	1,689
合 計	2,590	2,646	-	2,590	2,646	2,646	1,958	59	2,587	1,958

[貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

● 財務内容のご報告

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	76,143 (40.1)	73,598 (40.6)	△ 2,544
地 方 債	3,542 (1.9)	3,783 (2.1)	241
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	56,614 (29.8)	54,463 (30.0)	△ 2,150
株 式	3,757 (2.0)	5,688 (3.1)	1,930
外 国 証 券	33,028 (17.4)	29,157 (16.1)	△ 3,870
そ の 他 の 証 券	16,836 (8.8)	14,700 (8.1)	△ 2,136
合 計	189,921 (100.0)	181,392 (100.0)	△ 8,529

(注) 1. () 内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	77,572 (41.2)	78,340 (41.2)	768
地 方 債	3,367 (1.8)	3,774 (2.0)	407
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	56,439 (30.0)	57,299 (30.2)	859
株 式	2,587 (1.4)	2,873 (1.5)	286
外 国 証 券	32,831 (17.4)	32,449 (17.1)	△ 382
そ の 他 の 証 券	15,484 (8.2)	15,133 (8.0)	△ 350
合 計	188,283 (100.0)	189,872 (100.0)	1,588

(注) 1. () 内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和4年度								
国債	1,002	-	-	3,972	23,016	48,152	-	76,143
地方債	501	208	-	-	790	2,041	-	3,542
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	99	4,118	3,106	4,131	11,702	31,868	1,586	56,614
株式	-	-	-	-	-	-	3,757	3,757
外国証券	2,798	8,446	7,175	7,013	5,660	1,934	-	33,028
その他の証券	2,246	1,661	678	4,225	3,343	328	4,350	16,836
合 計	6,648	14,435	10,960	19,342	44,513	84,325	9,695	189,921
令和5年度								
国債	-	-	-	11,964	14,591	47,043	-	73,598
地方債	-	204	99	-	1,590	1,889	-	3,783
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,502	2,095	4,282	5,561	7,358	31,048	1,615	54,463
株式	-	-	-	-	-	-	5,688	5,688
外国証券	1,497	7,892	9,259	4,467	4,076	1,962	-	29,157
その他の証券	1,675	-	729	933	6,517	-	4,845	14,700
合 計	5,675	10,193	14,370	22,926	34,133	81,943	12,149	181,392

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[有価証券の時価情報等]

1. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	買入金銭債権	539	521	△ 18	511	477	△ 33
合	計	539	521	△ 18	511	477	△ 33

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,757	2,757	1,000	5,688	2,879	2,808
	債券	21,401	20,095	1,305	21,807	20,825	982
	国債	15,264	14,003	1,261	14,870	13,932	937
	地方債	710	700	10	1,013	999	13
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,426	5,392	34	5,923	5,892	31
	その他	16,621	15,292	1,328	13,061	11,716	1,345
	外国証券	4,950	4,899	50	3,423	3,400	23
	その他の証券	11,671	10,393	1,277	9,638	8,316	1,321
	小 計	41,780	38,145	3,635	40,557	35,421	5,136
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	114,898	120,277	△ 5,378	110,038	117,008	△ 6,969
	国債	60,878	63,978	△ 3,099	58,728	63,845	△ 5,117
	地方債	2,831	3,039	△ 207	2,770	3,055	△ 284
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	51,187	53,259	△ 2,071	48,540	50,107	△ 1,567
	その他	33,242	34,781	△ 1,539	30,795	32,081	△ 1,286
	外国証券	28,077	29,138	△ 1,060	25,733	26,526	△ 792
	その他の証券	5,164	5,643	△ 478	5,061	5,555	△ 493
	小 計	148,140	155,058	△ 6,918	140,834	149,090	△ 8,255
合 計	189,921	193,204	△ 3,283	181,392	184,511	△ 3,119	

2. 金銭の信託の時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
令和4年度					
その他の金銭の信託	1,806	2,000	△ 193	-	△ 193
令和5年度					
その他の金銭の信託	1,841	2,000	△ 158	-	△ 158

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

● 財務内容のご報告

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込	件 数	77,065	48,800	85,923	47,419
	金 額	375,029	379,603	367,169	320,344
代金取立	件 数	13	-	-	-
	金 額	258	-	-	-
雑 為 替	件 数	5,290	5,421	5,434	5,829
	金 額	1,394	2,365	1,469	2,483

[受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	令和4年度	令和5年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	8,203	7,953
株式会社 日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	97	82
独立行政法人 住宅金融支援機構	2,422	2,142
独立行政法人 福祉医療機構	7	6
合 計	10,731	10,183

● 財務内容のご報告

自己資本比率の状況（単体）

[自己資本の状況]

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、13.61%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に か か る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度234億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）及び統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

[自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	41,573	42,583
うち、出資金及び資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	18,318	19,378
うち、外部流出予定額(△)	208	258
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,319	2,129
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,319	2,129
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	43,893	44,713
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	5	5
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	5	5
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	5	5
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	43,887	44,707

項 目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	334,572	324,546
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,486	3,797
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	338,059	328,344
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	12.98%	13.61%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
現金	379	-	-	287	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	78,037	-	-	77,831	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	87,406	-	-	85,283	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	203	40	1	202	40	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	539	53	2	511	51	2
地方三公社向け	397	0	-	397	0	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	550,882	107,405	4,296	523,947	103,283	4,131
法人等向け	92,311	60,840	2,433	88,432	57,795	2,311
中小企業等向け及び個人向け	366	237	9	425	269	10
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	4,348	3,489	139	4,672	4,236	169
三月以上延滞等	251	192	7	339	27	1
取立未済手形	7	1	0	10	2	0
信用保証協会等による保証付	3,002	289	11	2,540	242	9
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	3,681	3,681	147	3,803	3,803	152
（うち出資等のエクスポージャー）	3,681	3,681	147	3,803	3,803	152
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	62,011	147,727	5,909	60,382	144,945	5,797
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部TLAC関連調 達手段に該当するもの以外のも のかかるエクスポージャー）	15,651	39,129	1,565	15,144	37,860	1,514
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段にかかるエクスポージャー）	39,998	99,995	3,999	39,997	99,993	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分にかかるエク スポージャー）	222	556	22	209	523	20
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等にかかるその 他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等にかかるそ の他外部TLAC関連調達手段の うち、その他外部TLAC関連調達 手段にかかる5%基準額を上回る 部分にかかるエクスポージャー）	3,841	5,761	230	3,197	4,796	191
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,297	2,283	91	1,833	1,771	70
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-

区 分	令和4年度			令和5年度		
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,166	10,563	422	15,977	9,798	391
（うちルックスルー方式）	18,166	10,563	422	15,977	9,798	391
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	/	-	-	/	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	902,493	334,572	13,382	865,546	324,546	12,981
CVAリスク相当額÷8%	/	-	-	/	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	902,493	334,572	13,382	865,546	324,546	12,981
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	3,486	139	3,797	151		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	338,059	13,522	328,344	13,133		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことで。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

[信用リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	850,199	162,612	140,555	-	251	819,559	154,850	138,010	-	339	
国外	34,127	-	34,127	-	-	30,009	-	30,009	-	-	
地域別残高計	884,326	162,612	174,682	-	251	849,569	154,850	168,020	-	339	
法人	農業	3,608	3,608	-	-	21	3,506	3,506	-	-	109
	林業	60	60	-	-	-	20	20	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	17,968	5,634	10,959	-	-	15,683	4,974	9,332	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	12,603	4,609	7,459	-	170	13,138	5,110	7,458	-	116
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,630	297	14,333	-	-	13,678	247	13,431	-	-
	運輸・通信業	4,892	198	4,344	-	-	4,866	230	4,235	-	-
	金融・保険業	614,351	23,583	49,280	-	-	585,317	18,021	45,663	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	40,110	33,143	6,524	-	-	39,928	33,481	6,004	-	56
	日本国政府・地方公共団体	165,443	83,662	81,781	-	-	163,115	81,221	81,894	-	-
上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-	
個人	1,844	1,844	-	-	59	1,766	1,766	-	-	57	
その他	7,973	5,970	-	-	-	7,707	6,270	-	-	-	
業種別残高計	884,326	162,612	174,682	-	251	849,569	154,850	168,020	-	339	
1年以下	537,156	28,238	4,407	-	-	530,260	37,634	4,009	-	-	
1年超3年以下	82,581	65,737	12,843	-	-	61,659	51,414	10,244	-	-	
3年超5年以下	44,782	34,290	10,491	-	-	45,821	31,947	13,873	-	-	
5年超7年以下	18,823	3,371	15,451	-	-	26,884	4,523	22,360	-	-	
7年超10年以下	48,317	7,424	40,893	-	-	36,721	9,203	27,517	-	-	
10年超	100,180	11,288	88,892	-	-	100,944	12,633	88,310	-	-	
期限の定めのないもの	52,486	12,261	1,703	-	-	47,278	7,493	1,703	-	-	
残存期間別残高計	884,326	162,612	174,682	-	-	849,569	154,850	168,020	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	506	459	-	506	459	459	268	-	459	268
個別貸倒引当金	2,083	2,187	-	2,083	2,187	2,187	1,689	59	2,128	1,689

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度						令和5年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	2,083	2,187	-	2,083	2,187	-	2,187	1,689	59	2,128	1,689	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,083	2,187	-	2,083	2,187	-	2,187	1,689	59	2,128	1,689	-	
法人	農業	281	337	-	281	337	-	337	332	-	337	332	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	411	401	-	411	401	-	401	388	-	401	388	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	785	878	-	785	878	-	878	456	59	819	456	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	20	19	-	20	19	-	19	19	-	19	19	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	510	472	-	510	472	-	472	369	-	472	369	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	74	76	-	74	76	-	76	123	-	76	123	-	
業種別計	2,083	2,187	-	2,083	2,187	-	2,187	1,689	59	2,128	1,689	-	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	182,341	-	175,355	175,355	
	2%	-	-	-	-	-	
	4%	-	-	-	-	-	
	10%	-	3,958	3,958	-	3,457	3,457
	20%	9,653	537,376	547,030	9,624	513,949	523,574
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	40,620	124	40,744	39,640	1,336	40,977
	75%	-	335	335	-	386	386
	100%	12,454	37,625	50,080	8,854	38,414	47,269
	150%	-	3,963	3,963	-	3,197	3,197
	250%	-	55,872	55,872	-	55,350	55,350
	その他	-	-	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-	-	-
	合計	62,729	821,597	884,326	58,119	791,449	849,569

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

[信用リスク削減手法に関する事項]

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	397	-	-	397	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,500	-	-	-	-	-
法人等向け	-	2,524	-	-	2,524	-
中小企業等向け及び個人向け	-	5	-	-	3	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	4,500	2,927	-	-	2,925	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

【派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項】

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程及び余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「カレント・エクスポーチャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
想定元本額	-	-

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

[オペレーショナル・リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査及び内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

[出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針及び余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,757	3,757	5,688	5,688
非上場	32,913	32,913	32,913	32,913
合計	36,671	36,671	38,602	38,602

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
10	15	-	7	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,000	-	2,808	-

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	18,166	15,977
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

[金利リスクに関する事項]

● リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.63年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の減少によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ▶ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ▶ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,440	17,027	1,859	2,008
2	下方パラレルシフト	△ 13,819	△ 12,429	0	0
3	スティープ化	10,964	12,612		
4	フラット化	△ 6,045	△ 7,465		
5	短期金利上昇	2,693	2,483		
6	短期金利低下	△ 1,232	△ 911		
7	最大値	15,440	17,027	1,859	2,008
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	44,707		43,887	

(用語説明)

- ・「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。